

入札説明書

この入札説明書は、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 売払内容

(1) 売り払う権利

鳥取県庁本庁舎（エレベーター外扉面）の広告枠へ令和5年4月1日から令和6年3月31日まで広告を掲出する権利

(2) 対象施設の概要

ア 所在地

鳥取市東町1丁目220番地

イ 開館時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日及び12月29日から1月3日までは除く。）

ウ 年間推定来庁者数

約30万人

エ その他

(ア) 県職員約1,300人が年間220日程度勤務している。

(イ) 上記のほか、1階の銀行窓口、ATM、パスポート申請窓口、県民室への一般県民の来庁がある。

(3) 広告枠の種類

対象施設1階エレベーター外扉面

(4) 広告枠の仕様

別紙「鳥取県庁本庁舎広告取扱要領」（以下、「要領」という。）による。

(5) 広告掲出条件

別紙要領による。

2 公告の日 令和4年12月1日（木）

3 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和4年12月8日(木)正午までに6の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に6の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

4 契約する者

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

5 契約担当部局

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課

6 入札手続

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課

電話 0857-26-7071

メールアドレス gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

令和4年12月1日（木）から同月23日（金）までの間にインターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/308070.htm>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和4年12月1日（木）から同月23日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に令和5年1月12日（木）午後5時必着で送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年12月1日（木）から令和5年1月12日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。（持参又は郵送必着）

イ 開札日時

令和5年1月13日（金）10時

ウ 場所

(1) に同じ

ただし、立ち会いについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため禁止する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 調達に対する疑義

(1) 入札説明書、要領等に対して疑義がある場合は、令和4年12月9日（金）午後5時までに限り、6の(1)の問合せ先に説明を求めることができる。

なお、問合せは、原則、電子メールで行うこと。

(2) (1)の質問については、令和4年12月15日（木）にインターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/308070.htm>) によりまとめて閲覧に供する。

9 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、16の提出先に令和4年12月23日（金）午後5時までに郵送又は持参により提出しなければならない。提出部数は各1部とする。

入札参加資格確認書（様式第1号）

10 資格審査

9により提出のあった書類に対する入札参加資格の適合の可否についての通知は行わない。開札時に予定価格以上の額で最高価格を提示した業者から順に当該提出のあった書類の審査を行い、入札参加資格を有するものが落札者として決定した後は、それ以外の者の審査を省略して、この案件に限り「不備があっても無効としない」扱いとする。

11 入札及び開札

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札金額は、1の(1)に掲げる権利に係る1月当たりの単価（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額）を記載すること。併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(3) 入札書（様式第2号）及び委任状（様式第3号）の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。

(4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）

(7) 再度入札において、前回の最高入札金額以下の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(8) 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(9) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、要領及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(10) 入札後、本件公告、要領、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12 入札の無効

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

(3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

- (4) 委任状のない代理人の入札
- (5) 入札に関して不正のあった者の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 会計法令、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

13 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。なお、最高価格をもって有効な入札を行った者が 2 者以上いるときは、くじにより決定する。

14 契約書作成の要否

要（契約書案は別紙要領のとおり）

15 手続における交渉の有無

無

16 資格審査に関する事項の照会先及び入札参加資格確認書等の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課

電話 0857-26-7071 担当：谷口

17 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税等に係る免税事業者届出書（様式第 4 号）を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「契約者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、鳥取県は契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、契約者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、契約者は違約金として、契約金額に 1 2 を乗じて得た額の 1 0 分の 1 に相当する金額を発注者に支払うものとする。

また、契約者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。